

町田市認証保育所入所児童保護者補助金

町田市が運営費等を補助している認証保育所(都内であれば、町田市外の施設でも可)の利用者の経済的負担を軽減するための補助金です。令和7年9月分から制度が一部改正されます。

▶ 支給要件

- 対象児童の住民票が町田市にあること。
- 月120時間以上の契約（月極契約）をしていること。
- 月の初日に児童が東京都内の認証保育所に在籍していること。

※認定がなくても、利用できます。

なお、新2号・新3号認定の場合は、施設等利用給付（無償化給付）と併用できます。

▶ 給付上限額について ※施設に支払った保育料(食事代や入園料は除く)のみ対象になります。

給付上限額 児童1人につき **20,000円/月**

——— 以下にあてはまる方は、**下記のいずれか**の補助上限額が加算されます。 ———

加算について

以下の要件に当てはまる場合は、
補助上限額が加算されます。

支給要件

- 住民税：課税
 - クラス区分：0～2歳児
- ※令和7年9月分～第1子も対象

+40,000円

★令和7年8月分までは、上記の要件の

「第2子以降」の方のみ、**+27,000円**の補助

施設等利用給付との併給

新2号・新3号認定を持っている場合、
施設等利用給付と併給できます。

▶新2号認定：**+37,000円**
(3～5歳児)

▶新3号認定：**+42,000円**
(0～2歳児)

※複数施設等を利用した場合は、
合算金額に対しての、上限額です。

▶ 交付日について

在籍期間	交付予定日
4月～6月分	8月末
7月～9月分	11月末
10月～12月分	2月末
1月～3月分	5月末

令和7年9月分～制度が改正されることに伴い、
交付日が変更になりました。

※ただし、2025年4～6月分の認証保育所補助金は、
7月末に交付しますのでご注意ください。

申請方法

1 交付申請（年度初め・途中入園時）

下図の QR コードから申請に進んでください。まちドア（バーチャル市役所ポータル）からも申請できます。



2 保育サービス利用・保育料納付

月 1 2 0 時間以上の契約で子どもを預けている保護者の方で、保育料を納入している方が補助の対象になります。

新 2 号・新 3 号認定なし

新 2 号・新 3 号認定あり

認証保育所のみ利用

他の認可外施設等も利用

3 請求書の提出

（4・7・10・1 月上旬頃）

認証保育所から配布される

施設等利用費請求書

（認証保育所利用者専用様式）

に必要事項を記入し、

施設等に提出してください。

3 施設等利用給付の手続き

（4・7・10・1 月上旬頃）

認証保育所から「**提供証明書兼**

領収書」を発行してもらい、

「**施設等利用費請求書**」と

併せて、子ども総務課に提出し

てください。

3 補助金交付

申請のあった保護者の
口座に交付します。

4 月～6 月分	8 月末
7 月～9 月分	11 月末
10 月～12 月分	2 月末
1 月～3 月分	5 月末

2025 年度については 4～6 月分を
7 月末に交付しています。

4 補助金交付 申請のあった保護者の口座に交付します。

新 2 号・新 3 号認定の場合、施設等利用給付と併給できます。

施設等利用給付を優先的に適用するため、認証保育所補助金は、
保育料より無償化給付額を差し引いた残額分に対し、
月額 20,000 円を上限に補助します。

（残額がない場合は、認証保育所補助金分は 0 円となります。）

▶ 例（5 月分の保育料：50,000 円 新 2 号認定の場合）

50,000 円 – 37,000 円（施設等利用給付分） = 13,000 円

・ 37,000 円（施設等利用給付分）

・ 13,000 円（認証保育所補助金分） を 8 月末に交付します。

※ 認証保育所補助金と施設等利用給付の支払日は同じです。

▶ 通知は支給日の 1 週間前頃に送付します。金額等はそちらをご確認ください。